附則第十九条第八項中「おいて」の下に「、同条第四項第一号中「第九条」とあるのは「第三十条」と、「第十条第一項第三号」とあるのは「第三十一条第一項第三号」と」を加える。

第二条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項第一号中「第九条」とあるのは「第三十条」と、「第十条第一項第三号」とあるのは「同条第四項第一号中「第九条」とあるのは「第三十条」と、「第十条第一項第三号」とあるのは「第三十一条第一項第三号」と、」を加える。

附則第二十条第三項中「おいて、」の下に「同条第三項第一号中「第九条」とあるのは「第三十条」と、「第十条第一項第三号」とあるのは「第三十一条第一項第三号」と、」を加える。

第三条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の四第一項を同条第三項とし、同項の次に一項を加える改正規定のうち、同条第五項第一号ロ中「、第二項及び第四項」を「及び第六項」に改め、同項第二号イ(1)中「同項」の下に「（法第四十二条の三の二第三項第二号の規定により読み替えられた同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同改正規定中同項を同条第四項とする。

第二十五条のうち租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百二号）附則第二十条第三項の改正規定中「「と、」を「「第六十八条の三十五第一項」と、」に改める。

附　則

この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十九号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行期日は、令和四年四月一日とする。

農林水産大臣　金子原二郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

郵政民営化法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百号

郵政民営化法施行令の一部を改正する政令

内閣は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百三十七条第一号、第三号及び第四号並びに第百五十八条第一項第一号、第三号及び第四号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「受けた」を「受け、又は法第百三十八条の二第一項後段の規定による届出（法第百三十八条第一項本文に規定する保険の引受けに係るものに限る。以下この項において同じ。）をした」に改め、同項第二号から第七号までの規定中「受けた」を「受け、又は法第百三十八条の二第一項後段の規定による届出をした」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百一号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令

内閣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）附則第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（医師法の一部改正に伴う経過措置）

第一条　厚生労働大臣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第五条の規定による改正後の医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条の二第一項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、改正法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前においても、改正法第五条の規定による改正後の医師法第十七条の二第二項の規定の例により、医道審議会の意見を聴くことができる。

2　厚生労働大臣は、改正法第六条の規定による改正後の医師法第十一条第一項第一号の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、改正法附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日前においても、改正法第六条の規定による改正後の医師法第十一条第二項の規定の例により、医道審議会の意見を聴くことができる。

（歯科医師法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　厚生労働大臣は、改正法第七条の規定による改正後の歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十七条の二第一項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、改正法の施行の日前においても、同条第二項の規定の例により、医道審議会の意見を聴くことができる。